

請願書・陳情書における押印の見直し

1 趣旨

2月3日に書面開催された全国市議会議長会において、請願書への押印の見直し等の標準市議会会議規則の一部改正が行われました。

これを踏まえ、運営理事会において、「横浜市会会議規則においても同様の改正を行うか」、また「会議規則には規定はないが、陳情書についても同様の取り扱いとするか」について、協議を行いました。

2 標準市議会会議規則における「請願書への押印見直し」

(1) 概要

デジタル化政策の一環として、原則として押印の廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、請願者に対し提出時に求めていた「署名押印」について、署名の際は押印不要とし、「署名又は記名押印」に改正されました。

(2) 新旧対照表

標準市議会会議規則		横浜市会会議規則 (現行)
旧(改正前)	新(改正後)	
第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 <u>請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。	第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u>	第88条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、押印して議長に提出しなければならない。
<u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	<u>2</u> 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、 <u>代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u>	2 請願を紹介する議員は、請願書に記名押印しなければならない。
<u>3</u> 省略	<u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	
<u>4</u> 省略	<u>4</u> 省略	
	<u>5</u> 省略	

3 理事会協議結果(令和3年3月22日)

- 標準市議会会議規則改正と同様に横浜市会会議規則を改正する。
- 陳情書についても同様の取り扱いとする。

議第 号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「、請願者」を「及び請願者」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印して」を「請願者が署名し、又は記名押印して、」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、「請願書に」の次に「署名し、又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

請願書への押印に関する規定の整備を図るため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市会会議規則（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(請願書の記載事項等)

第88条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所、請願者及び氏名（法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名し、押印して又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名し、又は記名押印しなければならない。
2 請願を

4 (本文省略)
3

横浜市会請願及び陳情取扱要綱の一部改正（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正後
<p>2 請願書及び陳情書は次のような形式により提出しなければならない。</p> <p>(1) から (2) 省略</p> <p>(3) 請願書及び陳情書には、趣旨、提出年月日、提出者の住所及び氏名を記載し押印とともに、請願書又は陳情書と明記すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 提出者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、法人の印章を押印すること。</p> <p>(6) から (9) 省略</p>	<p>2 請願書及び陳情書は次のような形式により提出しなければならない。</p> <p>(1) から (2) 省略</p> <p>(3) 請願書及び陳情書には、趣旨、提出年月日<u>及び提出者の住所を記載し、提出者が署名し、又は記名押印するとともに、請願書又は陳情書と明記すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 提出者が法人の場合は、その所在地<u>及び名称</u>を記載し、<u>代表者が署名し、又は記名押印すること。</u></p> <p>(6) から (9) 省略</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>